第五十九条第一項中「、労災補償部及び勤労者生活部」を「及び労災補償部」に、「三課」を「四課」に、「労働条件政策課　監督課　労働保険徴収課」を「労働条件政策課　監督課　勤労者生活課」に改め、同条第三項中「二課及び一室」を「四課」に、「補償課　労災保険業務室」を「労働保険徴収課　補償課　労災保険業務課」に改め、同条第四項を削る。

第六十二条を削る。

第六十一条第二号中「勤労者生活部」を「労働条件政策課」に改め、同条第六号中「及び労働保険徴収課」を削り、同条に次の一号を加える。

七　社会保険労務士に関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

（労働条件政策課の所掌事務）

第六十一条　労働条件政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件及び労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関すること（雇用均等・児童家庭局及び労災補償部の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、労働契約、最低賃金、労働時間及び休息に関すること（労働基準法の施行に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

三　労働能率の増進に関すること。

四　退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

第六十三条を次のように改める。

（勤労者生活課の所掌事務）

第六十三条　勤労者生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　勤労者の財産形成の促進に関すること。

二　中小企業退職金共済法の規定による退職金共済に関すること。

三　労働者の福利厚生に関すること（石綿による健康被害の救済に関することを除く。）。

四　労働金庫の事業に関すること。

第七十一条を削る。

第七十条（見出しを含む。）中「労災保険業務室」を「労災保険業務課」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十九条第二号及び第三号中「労災保険業務室」を「労災保険業務課」に改め、同条を第七十条とし、第六十八条の次に次の一条を加える。

（労働保険徴収課の所掌事務）

第六十九条　労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。

二　労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関すること。

三　労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。

四　労働保険特別会計の徴収勘定の経理に関すること。

五　石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関すること。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条　削除

第七十三条第一項中「職業安定局に、」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「六課」を「四課」に改め、「需給調整事業課　外国人雇用対策課」を削り、同条第二項中「三課」を「二課」に改め、「企画課」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　派遣・有期労働対策部に次の三課を置く。

企画課

需給調整事業課

外国人雇用対策課

第七十四条第二号中「関すること（」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「雇用開発課、外国人雇用対策課及び」を削る。

第七十五条第二号中「関すること（」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加える。

第七十六条第一号から第三号までを削り、同条第四号を同条第一号とし、同条第五号中「関すること（」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「及び雇用政策課」を「並びに雇用政策課」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号中「関すること（」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「、需給調整事業課及び外国人雇用対策課」を削り、同号を同条第三号とし、同条第七号を同条第四号とし、同条第八号を同条第五号とし、同条第九号を同条第六号とする。

第八十一条及び第八十二条を削る。

第八十条第一号中「労働市場センター業務室の所掌に属するもの」を「求人及び求職の結合に係る調整に関すること」に改め、同条第三号中「前二号に掲げるもののほか、」を「第八条第二項第四号に掲げる事務のうち」に改め、「（他課及び労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第八十二条とする。

第七十九条第一号中「雇用開発課」を「港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに企画課」に改め、同条第二号中「並びに雇用政策課の所掌に属するもの」を削り、同条第三号中「雇用開発課の所掌に属するもの」を「港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの」に改め、同条第四号中「雇用開発課」を「港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの及び企画課」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十八条の次に次の二条を加える。

（労働市場センター業務室の所掌事務）

第七十九条　労働市場センター業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　求人及び求職の結合に係る調整を行うこと。

二　労働市場に関する情報の収集及び連絡を行うこと。

三　雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に関する記録の作成を行うこと。

四　職業安定局の所掌事務に関する電子計算組織に関すること。

（企画課の所掌事務）

第八十条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　派遣・有期労働対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　派遣労働者等の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。

四　学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。

五　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること。

六　学校卒業者その他これに類する者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者の雇用機会の確保に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、派遣・有期労働対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。